

輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を
船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に
関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第
一種指定物質を含有するもの二号承認制移行について

輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域
を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に
関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第
一種指定物質を含有するもの二号承認制移行について

輸入注意事項12第62号 (12.10.16)

改正①輸入注意事項12第107号 (12.12.26) ②輸入注意事項17第 36号 (17.7.25)

平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、
輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁
止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する第
一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについては、平成12年11月6日以降二号
承認制に移行することとなりました。

このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受
けなければなりません。当該貨物は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並び
に廃棄に関する条約(検証附属書第7部パラグラフ31)により当該条約の締約国以外からの輸
入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。